

元気な中山間地域づくり

# 活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例



平成31年3月

富山県農村振興課

# 目 次

中山間地域等直接支払制度第4期対策の概要 .....	2
《制度を活用した取組事例》	
<b>超急傾斜農地保全管理加算に取り組む事例</b>	
①超急傾斜地における集落ぐるみの農業生産活動の推進	氷見市小杉 ..... 4
<b>都市農村交流に取り組む事例</b>	
②「有機農業の里づくり」による地域の活性化	富山市桐谷 ..... 6
③多様な人材の協働活動による地域の活性化	魚津市小菅沼 ..... 8
<b>官学連携により地域活性化に取り組む事例</b>	
④特産品栽培と官学連携による地域の活性化	南砺市蔵原 ..... 10
<b>担い手への農地集積に取り組む事例</b>	
⑤営農組合の法人化による持続可能な地域づくり	高岡市福岡町沢川 ..... 12
⑥農業法人の設置による農業の安定化	黒部市小頭 ..... 14
⑦農業法人を中心とした体制整備の強化	滑川市下大浦 ..... 16
<b>鳥獣害対策に取り組む事例</b>	
⑧集落ぐるみでの鳥獣害対策の取組み	立山町目桑 ..... 18
<b>機械・農作業の共同化に取り組む事例</b>	
⑨農業用施設の適正管理による集落活性化への取組み	砺波市庄川町金屋 ..... 20
⑩集落が一体となった農村景観の保全	小矢部市道坪野 ..... 22
さらなる集落の活性化に向けて .....	24

# 中山間地域等直接支払制度 第4期対策の概要

農業生産活動を通して荒廃農地の発生を防止し、多面的機能を発揮する集落に対して、第4期対策（平成27年度から平成31年度）として支援します。

## 対象地域と対象農用地

### 【対象地域】

地域振興8法等指定地域  
〔特定農山村法、山村振興法、  
過疎法、半島振興法等〕

### 【対象農用地】

- ①急傾斜地 ②緩傾斜地  
③小区画・不整形な田  
④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地 等

知事が定める特認地域

○急傾斜地のみ

注）農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域）内にある一団の農用地を対象

## 対象者

協定に基づき5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等  
〔農業生産法人  
生産組織等も対象〕

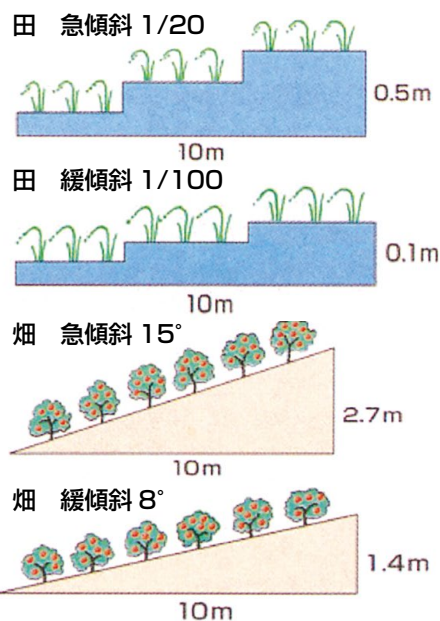
## 主な交付単価

地目	区分	交付単価（円/10a）	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜（1/20以上）	16,800	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	6,400	8,000
畑	急傾斜（15度以上）	9,200	11,500
	緩傾斜（8度以上）	2,800	3,500

○集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付します。

○交付金の配分・活用方法は集落内の話し合いで決めてください。

注）小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。



## 実施期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

## 土砂災害・洪水防止のため、林に戻そう（林地化）

これまで交付を受けていた農用地等で、より生産条件が不利で荒廃の懸念があると市町村が判断し、樹木の苗の植え付け、植え付け後の下草刈り等を集落協定に位置づけた場合、一定期間交付対象となります。

なお、農振農用地からの除外及び農地転用の許可手続きが必要です。

## 営農組合等の個別協定

営農組合等が農用地所有者との間において、5年以上の利用権の設定等又は基幹的農作業の受委託等一定の条件を満たす場合、個別協定（生産組織等が申請）による取組が可能です。

認定農業者、農業生産法人、生産組織等が対象となります。

## 集落協定の活動要件

### 基礎活動

荒廃農地の発生防止など基礎的な活動

#### ① 農業生産活動など

##### ● 耕作放棄の防止など

耕作や適切な農用地の維持管理を5年間継続します

##### ● 水路・農道などの管理

草刈りや江ざらいなど水路・農道の維持管理を5年間継続します

#### ② 多面的機能増進活動

(いずれか1つ)

##### ● 国土保全機能の増進

・ 周辺林地の下草刈り等

##### ● 保健休養機能の増進

・ 景観作物の作付け、体験農園の運営等

##### ● 自然生態系の保全

・ 魚類、昆虫類の保護等

### 農業生産活動等の体制整備

#### ③ 農用地等保全体制整備に向けた活動

- ・ 農地法面、水路、農道等の補修・改良
- ・ 既耕作放棄地の復旧または林地化
- ・ 農作業の共同化又は受委託

#### ④ 農業生産活動等の継続に向けた活動

(A・B・C要件のいずれか1つ選択)

【A要件】以下の項目から2つ選択(数値目標により1つのみで可)

- ① 機械・農作業の共同化
- ② 高付加価値型農業の実践
- ③ 農業生産条件の強化
- ④ 担い手への農地集積
- ⑤ 担い手への農作業の委託

【B要件】協定参加者として、新たに協定活動に主体となって参加する女性・若者・NPO法人等(1名以上)を定め、以下の項目から1つ選択

- ① 新規就農者等による農業生産
- ② 地場産農産物等の加工・販売
- ③ 消費・出資の呼び込み

【C要件】農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制を協定に位置付け

※基礎活動のみの取組の場合、交付単価は、基礎単価となります。

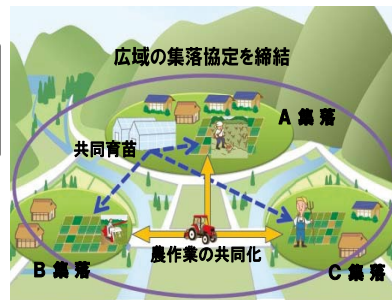
## より積極的な取組に向けた加算措置

### ● 集落連携・機能維持加算

#### ① 集落協定の広域化支援

複数集落が連携して広域の協定を締結し、**新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくり**を支援

[単価]
地目にかかわらず
3,000円/10a
上限200万円



#### ② 小規模・高齢化集落支援

本制度の実施集落が、**小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ農業生産活動**を支援

[単価]	田	畑
	4,500円/10a	1,800円/10a
小規模・高齢化集落の農用地に加算		

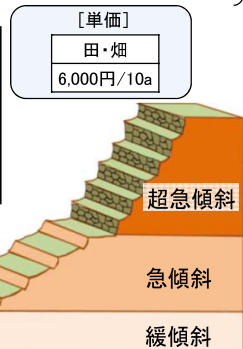
## 第4期対策の拡充ポイント

### ● 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20度以上)の農用地について、その**保全かつ有効活用**に取り組む集落を支援



石積みのある超急傾斜地



[単価]
田・畑
6,000円/10a

## 集落戦略の作成について(H28年度より)

- 中山間地域等直接支払制度の取り組みを断念した方や継続を心配している方へ

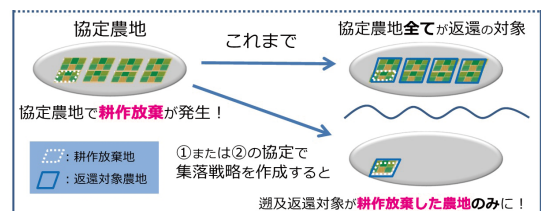
まだ農業は続けるけど、万が一耕作できなくなったときに集落到迷惑かけたくない・・・



こういった声を受けて、中山間地域等直接支払制度を一部見直しました

①、②のどちらかを満たしている協定は、**集落戦略**を作成することで農地が耕作放棄されたときなどの交付金の返還が**全ての協定農地から耕作放棄された農地**のみに緩和されます。

- ① 協定農地が合計15ha以上(現況でも新規統合でもOK)
- ② 集落連携・機能維持加算に取り組んでいる



# ①超急傾斜地における集落ぐるみの農業生産活動の推進

## 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	氷見市 <small>こすぎ</small> 小杉 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	転作作物 主体
協定面積 3.3ha			
田 (3.3ha)	畑	草地	採草放牧地
野菜、飼料作物	—	—	—
交付金額 89万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 100%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	75%
		農地の維持・管理	20%
		役員報酬、研修会費等 その他	5% 0%
協定参加者	農業者 16 人、生産組織、自治会		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	藪田地区（藪田・小杉・泊）全域で作成済		
	（人・農地プランとの整合状況）人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた担い手が転作作物（飼料作物）の作付けを行っている。また、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合、集落ぐるみの共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る（C要件）こととしている		

## 2. 取組に至る経緯

当集落は、氷見市街地の北部に位置し、主に野菜、飼料作物を栽培している。山間部の農地において実施されたほ場整備等を契機として、平成12年に「小杉中山間地組合」を組織し、本制度の取組みを開始した。協定面積の75% が超急傾斜農地であることや、協定参加者の高齢化により、従前の作業が困難となったこと等から、平成29年度より超急傾斜農地保全管理加算にも取り組み、法面の維持補修等、農地の保全活動を行っている。

## 3. 取組の内容

取組み当初からの農道・水路等の管理補修に加えて、超急傾斜農地保全管理加算等を活用して、年間60～70mの農道舗装工事と、春期・秋期2回の農道の草刈りや側溝の土砂上げといった共同作業を実施している。また、人・農地プランに位置付けられた担い手と契約し、耕作放棄地の発生防止や、飼料作物の生産を通じた氷見牛の生産振興に取り組んでいる。さらに、豊かな農村環境づくりを目指し、農道脇に山桜、ドウダンツツジやハナミズキ等を植栽するなど、良好な景観形成にも努めている。



草刈共同作業（春期）



景観植栽（ハナミズキ）

## 集落の将来像

- 集落ぐるみの共同活動の強化と併せ、担い手と連携した飼料作物の生産を通して、氷見牛の生産振興を図る。
- 鳥獣被害対策を徹底し、山間地でも安心して営農を行える環境を整備する。

## 将来像を実現するための活動目標

- 草刈りや農道舗装の共同活動に積極的に参加し、集落のまとまりを構築する。
- 担い手との連携を強化し、集落全体で担い手を支援する農業生産活動の体制づくりを行う。
- 豊かな農村環境整備として景観作物（山桜、ハナミズキ、ツツジ等）の植栽を継続して行う。
- 農業従事者の意欲の維持向上等のため、イノシシ被害防止対策を推進する。

### 農業生産活動等

農地の耕作・管理  
(田 3.3ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・ 水路 1.5km、年2回清掃、草刈り
- ・ 道路 1.5km、年2回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検  
(年2回及び随時)

共同取組活動

### 多面的機能増進活動

鳥獣被害の防止の観点から隠れ場となる農地周辺竹林伐採  
(約 0.3km、毎年)

個別対応

景観作物の作付け  
(山桜30本、ハナミズキとツツジを計20本作付け)

共同取組活動

### 農業生産活動の体制整備

農業従事者の意欲の維持向上のため、イノシシ被害防止対策を推進

(ヤブ等の除去、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の設置)

共同取組活動

担い手への農作業等の委託  
(担い手に収穫作業を2.2ha委託)

共同取組活動

## 4. 今後の課題等

共同取組活動の継続を通じて、年々集落の連帯感が高まっていることに加えて、超急傾斜農地保全管理加算の活用により、より着実な水路・農道等の整備が可能となった。今後も、これらの活動を積極的に推進し、集落の協働意識をより強化させていく。また、イノシシによる農作物被害が拡大していることから、被害防止対策を集落ぐるみで取組み、農地保全の意識を育むとともに、ヤブ等の除去や電気柵の設置等の対策も含めて、安心して農業が営める環境整備を進める必要がある。

### 【これまでの主な成果】

- 年間 60 ～ 70m の農道舗装の実施
- 水路、農道等の管理（草刈り等） 用水路 1.5km、農道 1.5km
- 担い手と連携し、飼料作物の生産を通じた氷見牛の生産振興に寄与
- 山桜、ハナミズキやツツジ等の植栽による景観形成
- 集落ぐるみでのイノシシ被害対策の実施

## ②「有機農業の里づくり」による地域の活性化

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山市 <small>きりたに</small> 桐谷 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 5.63ha（うち 5.57ha で多面的機能支払を実施）			
田（5.63ha）	畑	草地	採草放牧地
水稻、そば	—	—	—
交付金額 48万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 45%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	8%
		農地の維持・管理	18%
		役員報酬、研修会費等 その他	19% 0%
協定参加者	農業者 5人、非農業者 1人、NPO法人アイ・フィール・ファイン		開始：平成 27 年度
人・農地プランの作成状況	八尾地域(黒瀬谷・卯花・八尾・室牧・野積・仁歩・大長谷地区)で作成済		

### 2. 取組に至る経緯

桐谷集落は八尾地域の山間地に位置しており、主に水稻・そばを栽培している。平成12年度（第1期対策）から本制度に取り組んでいたが、農業者の高齢化や集落人口の減少が著しく、第2期対策での取り組みを一旦断念した。

その後、当集落に魅力を感じたNPO法人「アイ・フィール・ファイン」が集落内農地を借り受け、有機農業による体験農園を始めたことをきっかけとして、集落内の農業者と今後の農業生産活動等の在り方について話し合い等がなされ、平成27年度（第4期対策）から再び取組みを行うこととなった。

### 3. 取組の内容

協定参加者となったNPO法人が中心となり、農道・水路の管理補修等といった共同取組活動を進めている。また、不作付地の有効活用を図るため、野焼き、草刈りや農地の復元を集落ぐるみの共同作業として、耕作規模の拡大に努めている。加えて、集落住民や企業等との連携により、有機農業等の体験イベントやオーナー制農園の開催等を通じて、県内外の都市住民等との交流活動を通年で行い、集落の活性化に取り組んでいる。さらには、地元酒蔵から農薬不使用の酒米の生産を依頼され、当該酒蔵や酒販売業者などを交えた田植えや稲刈りを行うなどユニークな取組みを行い、オリジナルブランドとして日本酒の販売を実現させた。



そば打ち体験



田植え体験

## 集落の将来像

- 集落外・農外の組織等との連携による多様な人材の確保を通じて、将来にわたり農業生産活動等が可能となる活動体制の整備・強化
- 高付加価値農業や多面的機能の増進活動を通じた都市住民との交流等による集落の活性化

## 将来像を実現するための活動目標

- 集落外・農外の組織等と連携し、共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 集落ぐるみの共同取組活動による農業生産活動等の維持・発展
- 農作物の高付加価値化、ブランド化や都市住民との交流促進

### 農業生産活動等

農地の耕作・管理  
(田 5.63ha)  
個別対応

水路・農道の管理  
・水路:清掃、草刈り  
・農道:簡易補修、草刈り  
共同取組活動

農地法面の定期的な点検  
・随時  
共同取組活動

### 多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り  
(年 1回)  
共同取組活動

景観作物作付け  
・ヒマワリの植栽  
共同取組活動

ビオトープの確保  
・ドジョウの養殖  
共同取組活動

### 農業生産活動の体制整備

農道や水路の補修、改良  
農道・水路補修 L=100 m  
共同取組活動

## 集落外との連携

- 企業、大学等と連携した農業イベントの実施や、小水力発電等再生可能エネルギー事業の実証。
- NPO法人、子育て支援グループや県外都市住民を対象とした田植え・稲刈体験などを通じた交流を促進し、限界集落における魅力や課題に関する世代を越えた情報交換。

## 4. 今後の課題等

桐谷集落は、特定農山村地域にあり、厳しい条件下での取組みを余儀なくされている。農業者の高齢化や集落人口の減少により困難となっている、農地保全や農業用施設の維持管理を円滑に行うため、より一層集落外・農外の組織等との連携を図るとともに、交流人口の増となるよう、魅力ある農業体験等取組みの提供を継続する必要がある。

### これまでの主な成果

- 不作付地の利用
- 有機農業等を通じた農産物のブランド化
- 地元酒蔵との連携によるオリジナル日本酒の生産・販売
- 集落外・農外との連携による都市住民との交流





## ③多様な人材の協働活動による地域の活性化

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	魚津市 <small>こすがぬま</small> 小菅沼 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
参加協定延べ面積 11.1ha (うち 10.6ha で多面的機能支払を実施)			
田 (11.1ha)	畑	草地	採草放牧地
水稻	—	—	—
交付金額 231 万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 (50%)	農道・水路の管理・補修 (機械等維持管理含む)	43%
		農地の維持・管理	35%
		鳥獣被害対策	9%
	その他 (役員報酬・研修会費等)	13%	
協議会参加集落別 内訳	農業者 6 人、農業生産組織 1 組織 (構成員 30 名)、その他団体 1 団体 (小菅沼ヤギの杜)		開始：平成 17 年度 (第 2 期対策)
人・農地プランの作成状況	地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C要件) としている		

### 2. 取組に至る経緯

小菅沼集落は、魚津市のほぼ中央に位置しているが、市街地から最も離れた集落の1つであり、主に水稻の栽培が行われている。農業従事者の高齢化に加え、耕作放棄地の発生が懸念されたことから、平成17年度(第2期対策)に協定を締結し、共同取組活動に取り組んでおり、集落機能の維持・活性化や集落の持つ多面的機能の確保を図っている。

### 3. 取組の内容

平成20年度には、集落内外の有志により結成された「小菅沼ヤギの杜」と連携を強化し、ヤギの放牧による法面の除草管理や都市住民を対象とした都市農村交流、農産加工品の開発等の積極的な活動を実施している。

本交付金により対象農用地の適正な管理を行っているほか、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等を活用して耕作放棄地を解消し、ヤギの飼料となるエンバクや、梅、ブルーベリー、柿といった加工品用作物等の栽培を行っている。また、平成28年度からは都市住民を対象とした農業体験を年7～8回開催しており、田んぼアートや収穫した農作物を活用した交流会等による都市農村交流活動も展開している。



ため池法面の草刈



農業体験 (田んぼアート)

## 集落の将来像

- 農業生産活動等の継続に向けた多様な人材の連携による実施体制の構築
- 農産物等のブランド化や交流活動を通じた関係人口の増加による集落の活性化

## 将来像を実現するための活動目標

- 営農組合や認定農業者が中心となった、持続可能な農業生産体制の構築
- 農産物のブランド化、農産加工品の販売や集落外住民との交流促進等による地域活性化
- 耕作放棄地の発生防止に資する、鳥獣被害対策の強化

### 農業生産活動等

農地の耕作・管理  
(田 11.1ha)  
個別対応

#### 水路・農道の管理

- ・水路 年4回 清掃・草刈
- ・農道 年3回 草刈

共同取組活動

#### 農地法面の定期的な点検

共同取組活動

#### 鳥獣被害対策

共同取組活動

### 多面的機能増進活動

景観作物作付け  
(景観作物としてひまわり  
を約 0.2a 作付け)

共同取組活動

### 農業生産活動の体制整備

集团的かつ持続可能な体制  
整備

共同取組活動

#### 農道・水路の補修

共同取組活動

## 集落外との連携

- 「小菅沼ヤギの杜」と連携し、都市農村交流活動の継続的实施や農産加工品販売による農業所得の増加を図り、集落内農業者の営農意欲の向上や集落コミュニティの活性化を図る。

## 4. 今後の課題等

交流活動の取組み等により、集落外からの来訪者も多くなったが、将来に向けて農用地の保全や活動体制の維持のためには、農業後継者の育成が喫緊の課題である。

このため、集落内外の多様な人材や団体等との連携を強化して、良好な農業生産活動等が進められる実施体制の構築に向けた取組みを進める必要がある。

### これまでの主な成果

- 平成26年度美の里づくりコンクール 農村振興局長賞 (ヤギの杜)
- 平成28年度豊かなむらづくり表彰 北陸農政局長賞 (ヤギの杜)
- 平成28年度水と緑の杜づくり表彰受賞 (ヤギの杜)
- 平成30年度富山県産業経済部門 (農林漁業分野) 功労賞 (ヤギの杜)
- 平成30年度ディスカバー農山漁村の宝 北陸農政局特別賞 (ヤギの杜)

## ④ 特産品栽培と官学連携による地域の活性化

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	南砺市 <small>くらはら</small> 蔵原 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
	協定面積 15.8ha		
田 (14.85ha)	畑 (0.95ha)	草地	採草放牧地
水稻	ぎんなん	—	—
交付金額 200万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 (100%)	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	93%
		農地の維持・管理	2%
		役員報酬、研修会費等 その他	3% 2%
協定参加者	農業者24人、非農業者 3人、蔵原銀杏生産組合、南蟹谷宮農組合、南蟹谷転作組合 (南蟹谷生産組合が協定農用地の7割を引き受け)		開始：平成12年度 (第1期対策)
人・農地プランの作成状況	南蟹谷地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合 (認定農業者) を、集落協定の宮農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C要件) としている		

### 2. 取組に至る経緯

蔵原集落は、南砺市の北西部、石川県と隣接している南蟹谷地区内に位置し、主に水稻や「銀杏 (ぎんなん)」を栽培している。農業者の高齢化や担い手不足により農地の維持管理が困難となってきたことから、平成12年度 (第1期対策) より本制度に取り組んできた。農道舗装や水路の補修などの条件整備のほか、共同取組活動による持続可能な体制整備とサポート体制の維持を目標に農業生産活動に取り組んでいる。

### 3. 取組の内容

これまで、集落内の農業者、非農業者と、宮農組合との連携による共同取組活動により、水路や農道を管理し、良好な農地を保全してきた。農業生産活動としては、水稻栽培に加えて、蔵原銀杏生産組合が南蟹谷地区の特産品である「ぎんなん」の栽培を行っている。「ぎんなん」については毎年2~3tを出荷しているが、農業者の高齢化等により収穫作業が困難となったため、平成28年度から富山県立大学の学生の協力を得て、収穫作業や、地域イベント「ぎんなんフェスタ」での販売等を行っている。また、近年増加している有害鳥獣被害対策についても、学生と協働で電気柵を設置するなど、農地の保全管理に努めている。



学生参加によるぎんなんの収穫作業



ぎんなんフェスタ (県立大ブース)

## 集落の将来像

- 多様な人材との連携により、将来にわたり農業生産活動が可能となる集落内の実施体制を構築する。



## 将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制を整備する。  
農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備え、サポート体制を維持する。

### 農業生産活動等

農地の耕作・管理  
(田 14.9ha)  
個別対応

#### 水路・農道の管理

- ・水路5.1km、年1回清掃、草刈り
- ・道路8.1km、年5回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検  
(年2回及び随時)  
鳥獣害対策(電気柵設置)

共同取組活動

### 多面的機能増進活動

景観作物の作付け  
(景観作物として菜の花  
を約0.2ha作付け)  
共同取組活動

### 農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、農道等の  
補修・改良

- ・排水路の整備 L=320m
- ・農道コンクリート舗装 L=500m

共同取組活動

農業の継続が困難な農用地  
が発生した場合には、営農  
組合の組織が引き受け、農  
業生産活動の維持を図る

農事組合法人



## 集落外との連携

- 平成29年の富山県立大学と南砺市との連携協定締結により、南蟹谷地区のぎんなんの収穫作業や電気柵の設置作業を学生が手伝うなど、交流を図っている。

## 4. 今後の課題等

- 集落住民の高齢化が進んでおり、今後の農業生産活動の維持・継続が懸念されるため、後継者となる若い人材をどう育成し、地区の農業や特産品をどう継承していくのか、集落全体で見出ししていく必要がある。

### これまでの主な成果

- 共同取組活動の推進  
(排水路整備 L=220m 農地コンクリート舗装 L=400m (H27~30))
- 官学連携による地域特産品(ぎんなん)の生産と販売促進

## ⑤ 営農組合の法人化による持続可能な地域づくり

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	高岡市 <small>そうごう</small> 沢川 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 23.4ha (うち 17.9ha で多面的機能支払を実施)			
田 (23.4ha)	畑	草地	採草放牧地
水稻	—	—	—
交付金額 445 万円	個人配分		20%
	共同取組 活動 (80%)	農業生産活動の体制整備に向けた活動経費 水路・農道等の維持・管理 役員報酬、研修会費等 積立・繰越	12% 42% 3% 23%
協定参加者	農業者10人、農事組合法人1組織 (農事組合法人が協定農用地の8割を引き受け)		開始：平成13年度
人・農地プランの作成状況	五位山地区で作成済  (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた農事組合法人(認定農業者)を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手(C要件)としている		

### 2. 取組に至る経緯

当集落は、高岡市北西部の石川県境に位置し、市内で最も高地(標高約350m)にある集落であり、主に水稻を栽培している。公共施設や商業施設等へのアクセスの面で平野部に比べ利便性に劣ること、また、農林産物の価格低下に伴う農林業経営の悪化等から、人口が著しく減少しており、農作業従事者の高齢化、担い手不足といった問題が深刻化している。そのため、集落全体で共通認識を持ち、耕作放棄地の発生抑止に努めるとともに、一体となって、農地の多面的機能の維持・保全活動を行うため、平成13年度より本制度に取組んでいる。

### 3. 取組の内容

平成15年3月に沢川営農組合を設立し、集落内の農地の大部分を集約化し、一元的な管理を行っている。その後、平成30年2月に農事組合法人となり、集落内の農地保全、耕作放棄地の発生防止に積極的に取り組むとともに生産性の向上と経営力の向上に努めている。また、イベントでの農産物販売等による集落外との交流を通じて、地域の活性化に向けた取組みを進めている。



竹の子祭り竹林整備



富山サンダーバース監督・選手による田植え

## 協議会の将来像

- 基本理念「沢川集落は、人と自然に優しく、住み良い村づくりを目指して、手と手を取り合っ  
て集落を守っていくという意識の醸成を図り、集落内での連携体制の強化を図る。」
- 集積対象者を中心とすつつ集落一体となった農業生産活動等の体制整備
- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の推進

## 将来像を実現するための活動目標

- 農事組合法人を中心に、協定参加者が一致団結して共同取組活動を行うことで、農地の保全と集落の活性化を図る。

### 農業生産活動等

農地の耕作・管理  
(田 23.4ha)

個別対応、共同取組活動

水路・農道の管理

- ・水路20km(年2回清掃、草刈り)
- ・農道 13km (年2回草刈り)

農地法面の定期的な点検  
(年2回及び随時)

共同取組活動

### 多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り  
(約 1.5ha (年2回))

各集落で共同取組活動

景観作物作付け  
(景観作物としてサルビア  
等を作付け)

共同取組活動

### 農業生産活動の体制整備

機械・農作業の共同化  
(機械・農作業の共同利用を  
10ha実施、目標10%の増加)

共同取組活動

担い手への農地集積  
(担い手による利用権の権利  
設定3ha、目標5%増加)

共同取組活動

集団的かつ持続可能な体制整備  
(農業の継続が困難な農地が発生  
した場合は、農事組合法人が引き受  
け、農業生産活動等の維持を図る。)

共同取組活動

## 集落外との連携

- 当該地区内で開催される「たけのこ祭り」や「五位山地域・秋の収穫祭」等において、地場農産物を直売している。
- 集落外の企業との連携による農業体験イベント等を開催している。

## 4. 今後の課題等

- 集落内の農業従事者の高齢化に伴う離農が急速に進む中での後継者の発掘及び育成
- イノシシによる農作物被害の低減対策の推進。
- 特に傾斜地では法面の草刈が課題であり、労力の軽減対策が急務

### これまでの主な成果

- 富山米ブランド推進優良表彰「良食味部門てんたかく」で富山県知事賞を受賞
- 富山GRNサンダーバーズの協力を得て「キリキリ米」を生産
- 共同機械の活用による、効率的な農業生産活動の推進 など
- 農業法人への農地集積面積：19ha、集積率：82.5%

## ⑥ 農業法人の設立による農業の安定化

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	黒部市 <sup>こがしら</sup> 小頭 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 16ha (うち 16ha で多面的機能支払を実施)			
田 (16ha)	畑	草地	採草放牧地
水稻、16ha	—	—	—
交付金額 347 万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 (50%)	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	20%
		農地の維持・管理	20%
		役員報酬、研修会費等 その他	3% 7%
協定参加者	農業者 14人、浦山農作業営農組合 (構成員 13名)、 (浦山農作業営農組合が協定農用地の生産調整を 10割引き受け)		開始：平成 13 年度
人・農地プランの作成状況	浦山地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営 体」として位置付けられた認定農業者及び農事組合法人を、集落協定の営農 継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C要件) としている		

### 2. 取組に至る経緯

当集落は黒部市の北西部に位置し、主に水稻を栽培している。平成13年度より当制度に取り組んできたが、近年農業者の高齢化や担い手不足・鳥獣の急速な増加による水田や転作田への被害が多く発生し、放棄田・休耕田が増加した。また、国の生産調整制度の廃止により米の代替作物のみに取り組んでいた浦山農作業営農組合が平成30年度をもって解散を決定するなど農業生産環境の継続が危ぶまれている。

そのようななか、平成28年末より担い手農家を中心となり地権者代表を含む12名で営農組織設立準備委員会を立ち上げ、農地集積、農作業の共同化や耕作放棄地の取扱い等について協議を重ね、平成30年10月に株式会社「アグリとりの原」として法人組織を設立し、現在に至っている。

### 3. 取組の内容

これまで、集落内の農業者と非農業者が連携して水路・道路の維持管理や鳥獣被害防止対策に取り組んできたが、平成30年には地域農業の核として設立された株式会社「アグリとりの原」による、農業生産活動の維持・拡大の取組みをめざした結果、設立時には全協定面積を含む36haの生産体制が構築された。

今後、これまでの共同取組活動を継続しつつ、新たな耕作放棄地を発生させない取組みとして、協定内の維持管理農用地を含む農用地において、新規導入作物である夏蕎麦・秋蕎麦の栽培を行う予定である。



電気柵補強作業



周辺林地の草刈

## 集落の将来像

- 中山間地域の状況は更に厳しくなることが予想される中、良好な農業生産活動等を維持していくためには地域特性に応じた対策が必要となるため、共に里山を守っていくという強い意志の下、集落の境界を越えた広域による連携活動を強化していく。

## 将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備
- 耕作放棄地の発生防止対策

### 農業生産活動等

農地の耕作・管理  
(田 16ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・ 水路 2.5km、年 1 回清掃、草刈り 年 4 回
- ・ 道路 5km、年 3 回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検  
(年 3 回及び随時)

共同取組活動

### 多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り  
(約 4ha、年 1 回)

個別対応

### 農業生産活動の体制整備

農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、農業法人「アグリとりの原」が引き受け、農業生産活動等の維持を図る。

共同取組活動

農用地及び農業用施設の維持管理

共同取組活動

鳥獣被害防護柵の維持管理

共同取組活動

## 集落外との連携

- 寺蔵集落、浦山 12 区集落と連携して増加する野生鳥獣による農作物被害防止のため、相互の協力で電気柵の効率的かつ確実な管理・修繕を行う。

## 4. 今後の課題等

- 近年、イノシシ等による農作物被害の発生が増加していることから、被害防止について重点的に取り組む必要がある。また、加速する高齢化に伴い、担い手への集積集約化が進むと予想されるが、それに伴う負担軽減を図るために集落ぐるみでの体制整備を継続していく必要がある。

### これまでの主な成果

- 認定農業者を中心とした荒廃農地の発生抑制 (1.5ha)
- 協定参加者の連携による水路・農道の適正な管理 (6km)
- 他集落との連携による電気柵の整備 (3km)



## ⑦ 農業法人を中心とした体制整備の強化

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滑川市 <small>しもおおoura</small> 下大浦 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 47ha (うち 47ha で多面的機能支払を実施)			
田 (47ha)	畑	草地	採草放牧地
水稻、大麦、 じゃがいも、さといも	—	—	—
交付金額 988 万円	個人配分		55%
	共同取組 活動 (45%)	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	36%
		農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等	3% 6%
協定参加者	農業者 14人、(農)ファーム下大浦、(農)おおoura、 下大浦町内会、大林町内会		開始：平成 13 年度
人・農地プランの作成状況	東加積地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C要件) としている		

### 2. 取組に至る経緯

下大浦集落は滑川市東部に位置し、水稻を中心とした営農が行なわれている。集落の高齢化・過疎化を見据え、農作業・機械の共同化、認定農業者等への農地集積を進めるため、平成13年度から本制度に取り組んできた。平成26年度からは、多面的機能支払制度にも取り組んでおり、多様な活動を実践している。平成27年には集落営農の法人化を行い「(農)ファーム下大浦」が設立され、農業経営の安定化と担い手の確保に向けた取り組みを進めている。

### 3. 取組の内容

当集落では、水路・農道等の施設の維持管理を中心とした共同活動を実施してきており、農業生産性の向上により、期を追うごとに協定農用地面積を増やしている。

第4期対策では、営農の継続が困難となった場合には(農)ファーム下大浦が引き受けることにより農業生産活動等の維持が図られている。

また、(農)ファーム下大浦は、滑川市の生産者・団体からなる直売組織「滑川ひかる市運営協議会」の構成員として、安全・安心な農産物の直売、学校給食への滑川産食材の積極的な提供及び市・JAが実施する農業祭等へ積極的に参画するなど、地産地消の推進や地域活性化に大きく貢献している。



大林用水路の改修箇所



ワイヤーメッシュ柵の設置

## 集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制の構築
- 農産物の安定供給等や地産地消の推進による集落内収益力の向上

## 将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保

### 農業生産活動等

農地の耕作・管理  
(田 47ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・水路 2km、年 2 回清掃、草刈り
- ・道路 0.2km、年 1 回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検  
(随時)

共同取組活動

鳥獣害防止対策  
電気柵の設置・撤去

共同取組活動

### 多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り  
(約 0.5ha、年 2 回)

共同取組活動

### 農業生産活動の体制整備

集団的かつ持続可能な体制  
の整備

- ・農業の継続が困難な農用地が発生した場合には、集落内の農事組合法人で引き受け、農業生産活動の維持を図る。

共同取組活動

## 集落外との連携

- 協定参加者である（農）ファーム下大浦が「滑川ひかる市運営協議会」の構成員となり地産地消の推進や地域活性化に大きく貢献している。

## 4. 今後の課題等

近年、鳥獣（特にイノシシ）による農作物被害が発生しており、第4期対策からは集落ぐるみで当交付金や国及び市の補助事業を活用し、電気柵の設置距離を伸ばしている。

また、平成30年度には、国の補助事業を活用し、ワイヤーメッシュ柵を1,100m設置したところである。

今後は、既存施設の維持管理に努めるとともに、周辺林地の草刈り等を徹底して、鳥獣を寄せつけない環境づくりに取り組み、被害を防止していく必要がある。

### これまでの主な成果

- 大林用水路の改修 L=420m
- イノシシ対策用ワイヤーメッシュ柵 L=1,100m
- 農業者と農業法人等との連携による地産地消の推進（学校給食や地域イベントへの提供）

## ⑧ 集落ぐるみでの鳥獣害対策の取組み

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	立山町 <sup>めっか</sup> 目桑 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 18.7ha			
田 (18.7ha)	畑	草地	採草放牧地
水稻	—	—	—
交付金額 339 万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 (50%)	農道・水路の管理・補修、鳥獣被害防止対策	20%
		農地の維持・管理	26%
		役員報酬、研修会費等 その他	4% 0%
協定参加者	農業者 16 人	開始：平成 14 年度	
人・農地プランの作成状況	地域全域で作成済		
	東谷地域全域で作成済		

### 2. 取組に至る経緯

当集落は、立山町東部の山間地域にあり、水稻を中心とした営農が行われている。農業者の高齢化や後継者不足が今後深刻化することが想定され、農業生産活動等の維持が困難となり荒廃農地化していくことが懸念されていた。

そこで、平成 14 年度から本制度を活用し、農地の保全や農業用施設の維持管理等を集落ぐるみの共同取組活動として進めてきた。

### 3. 取組の内容

これまでの農道・水路の管理補修等共同取組活動に加えて、近年、当集落でのイノシシ等による農作物被害の発生が著しくなってきたことから、本制度を活用し、集落ぐるみで電気柵や耐雪型侵入防止柵の設置作業を行っており、平成 30 年度は耐雪型侵入防止柵を約 4,300 m 整備したところである。また、平成 30 年度から「富山県イノシシ被害防止対策方針」に基づく、被害ゼロモデル集落育成事業に取組んでおり、これまでの侵入防止柵の整備や有害捕獲に加え、耕作放棄地の解消やヤブの刈払いなど、集落環境管理についても集落ぐるみで行っている。



耐雪型侵入防止柵の設置作業



景観作物の作付け

## 集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落の実施体制の整備

## 将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 集落ぐるみの共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る
- 鳥獣害対策の徹底による荒廃農地発生の防止

### 農業生産活動等

農地の耕作・管理  
(田 18.7ha)  
個別対応

水路・農道の管理  
・水路:清掃、草刈り  
・農道:簡易補修、草刈り  
共同取組活動

農地法面の定期的な点検  
(随時)  
共同取組活動

鳥獣害防止対策  
・電気柵・恒久柵の設置  
共同取組活動

### 多面的機能増進活動

景観作物の植栽  
・ヒマワリ  
共同取組活動

### 農業生産活動の体制整備

農道や水路の補修、改良  
農道 L=100 m  
共同取組活動

## 集落外との連携

- 立山町中山間地域連絡協議会を通じ、各集落代表との情報交換を図っている。

## 4. 今後の課題等

イノシシ等による農作物被害が発生しないよう、鳥獣害対策の継続的な取り組みが必要である。

今後、更に加速する高齢化に対して、共同で支えあう体制を如何にして維持していけるのか、農業生産活動等における負担軽減を念頭に検討していく必要がある。

### これまでの主な成果

- 耐雪型侵入防止柵設置 L = 4,300 m
- 農道の補修 L = 100 m
- イノシシの捕獲頭数 10 頭
- 景観作物の作付 (ヒマワリ)



## ⑨ 農業用施設の適正管理による集落活性化への取組

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	砺波市 <small>しょうがわまちなや</small> 庄川町金屋 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 11.73ha（多面的機能支払は未実施）			
田（10.76ha）	畑（0.97ha）	草地	採草放牧地
水稻、大麦、大豆	柚子	—	—
交付金額 85万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 (100%)	農道・水路の管理・補修 農地の維持・管理 研修会費等 事務経費等	93% 5% 1% 1%
協定参加者	農業者 39 人、金屋西部営農組合、 砺波市土地改良区金屋地区委員会		開始：平成 13 年度
人・農地プランの作成状況	庄川町東山見地区として作成済		

### 2. 取組に至る経緯

庄川町金屋地区は砺波平野の南東部にあり扇状地の扇頂に位置している。主要農産物は水稻、大麦や大豆の種子であるが、「金屋柚子」発祥の地として柚子の生産や加工も行われている。

平成13年度から本制度に取り組む庄川町金屋集落協定は、金屋地区水稻種子生産者の施設・機械共同利用組織である金屋西部営農組合と砺波市土地改良区金屋地区委員会の構成員が中心となり運営されてきた。しかし、近年地区住民の高齢化に伴い離農者が増加しており、農地や用水の適切な管理や共同組織の運営に危機感を抱いている。

### 3. 取組の内容

これまでは、庄川町金屋地区の水稻種子生産農家が中心となり、農地の集約化や農作業の効率化を進めてきたが、上記の経緯などを踏まえ、現在は農業の重要インフラである用排水路の改修や農道の改良、共同作業（草刈り、江ざらい）、農業用施設・機械等の共同利用に重点を置き活動を行っている。



用水・農道の共同草刈り



柚子の共同防除作業

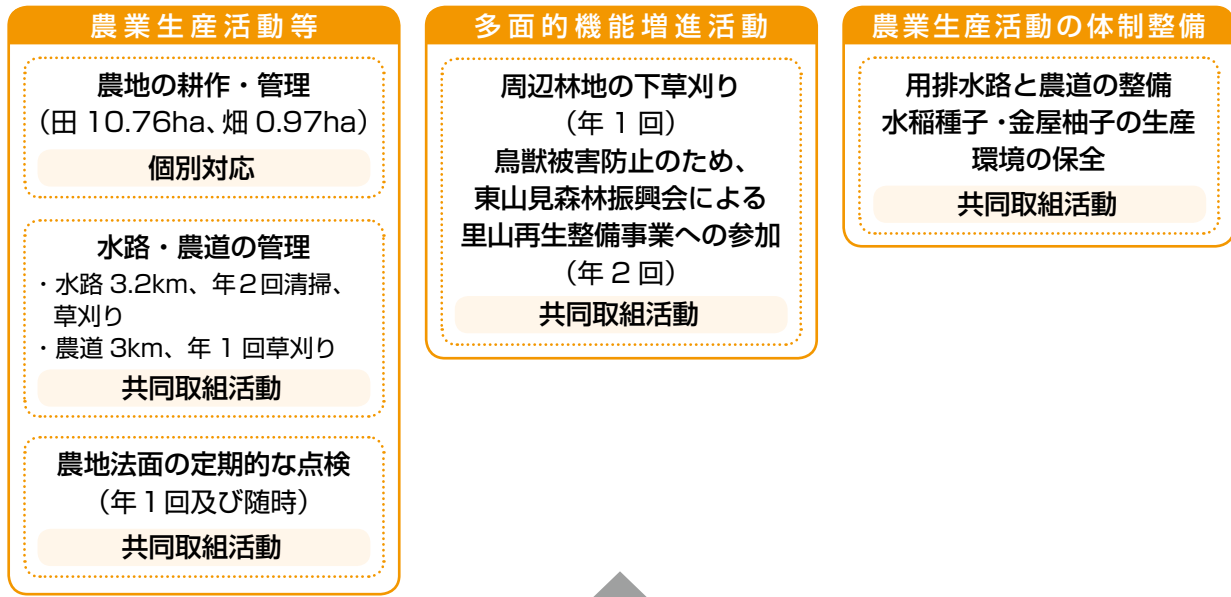
## 協議会の将来像

- 農地や用水を守ることが地域住民や近隣に立地する公共施設利用者などの安全安心につながることを地域全体で理解し、共同活動に参加してもらうことにより地域の活性化を図る。



## 将来像を実現するための活動目標

- 集落内外の多様な人材との連携による農地や用水の維持管理及び共同活動の実施
- 鳥獣被害（イノシシやクマなど）の軽減に向けた取組



## 集落外との連携

- 近隣中山間地域との共同作業の実施（庄川町湯山地区からの水稻種子刈取乾燥作業の受託）
- 地域内に設置の庄川町柚子加工センターの活用（金屋柚子生産組合員による柚子の共同選果・加工）

## 4. 今後の課題等

高齢化に伴い、今後数年のうちに協定の構成員や役員の多くが離農することが見込まれ、また条件の不利な農地は引き受け手が見つからない状況であり、従来の形態での協定の存続が難しくなっている。また、イノシシによる被害も次第に増加している。

今後は生活用水として水路を利用する非農家や地区外住民も含めた、新しい形態での活動が必要となっている。

### これまでの主な成果

- 用排水路の改修実績（第4期対策分）  
平成27年度 延長 9.67m    平成29年度 延長64.35m  
平成30年度 延長80.00m
- イノシシ等の被害防止柵の設置
- 金屋柚子の生産状況（平成30年度）栽培面積3ha、生産量3t



## ⑩集落が一体となった農村景観の保全

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	小矢部市 <small>どうつぼの</small> 道坪野 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 28.6ha（うち 3.5ha で多面的機能支払を実施）			
田（28.6ha）	畑	草地	採草放牧地
水稻	—	—	—
交付金額 570万円	個人配分		40%
	共同取組 活動 (60%)	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む） 役員報酬、研修会費等 その他	43% 1% 16%
協定参加者	農業者 34人、（農）道坪野営農組合		開始：平成12年度
人・農地プランの作成状況	南谷地域全域で作成済		
	（人・農地プランとの整合状況）人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手（C要件）としている		

### 2. 取組に至る経緯

道坪野集落は小矢部市の北西部に位置する中山間地集落であり、主に水稻を栽培している。本集落においても少子高齢化により、農業の継続の困難化や集落活力の低下が生じつつあったことから、平成12年度（第1期対策）に集落協定を結び、本制度を活用し、集落住民による江ざらいや草刈活動等の共同取組活動を通して、関係者間のコミュニケーションを深め、農村景観の保持と集落機能の強化により住みやすい集落づくりに努めてきた。

### 3. 取組の内容

本集落では、取組当初より草刈りや水路の清掃などの農業生産活動等のほか、営農組合への農地集積や農作業機械等の共同化を進めている。

また、農道法面を有効活用すべく、芝桜を植えつけることで、集落の景観向上に努めている。



共同作業による法面草刈



道路法面への景観作物植付状況

## 協議会の将来像

- 農業機械等の共同化による営農組織を中心とした持続的な農業生産活動の推進
- 持続的な景観作物の作付けによる良好な農村環境創造



## 将来像を実現するための活動目標

- 集落内の農業法人に集積を促進し、効率の良い生産体制を目指す
- 共同取組活動を通じて集落の維持・活性化を図る

### 農業生産活動等

農地の耕作・管理  
(田 28.6ha)

個別対応

### 水路・農道等の管理

- ・水路 年1回清掃、草刈り
- ・道路 年1回草刈り
- ・ため池 年1回草刈り

共同取組活動

鳥獣害防止用電気柵の設置  
(13.8km)

共同取組活動

### 多面的機能増進活動

景観作物作付け  
(景観作物として芝サクラを毎年道路50mほどの法面に植えつけ)

共同取組活動

### 農業生産活動の体制整備

担い手への農作業の委託  
(営農組合に作業全般を16ha委託)

共同取組活動

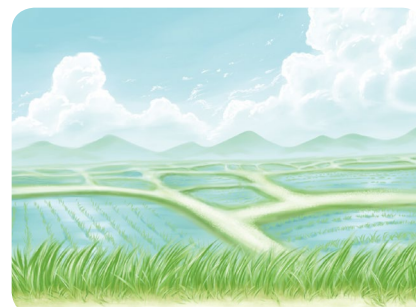
## 4. 今後の課題等

平成12年度から事業に取り組み始めたが、農業者の高齢化が年々進んでおり、担い手不足が課題となっている。

そこで、機械・農作業の共同化により作業の効率化を推進し、引き続き農村を良好な環境に保ち、耕作放棄地の発生を抑制していく必要がある。

### これまでの主な成果

- 有害鳥獣の被害防止のための電気柵の設置(13.8km)
- 農地の集積に係る営農組合の体制整備  
(平成27年度コンバイン1機購入、育苗ハウス増設)
- 機械・農作業の共同化や、営農組織への農地集積の推進





# さらなる集落の 活性化に向けて

ポイント

1

## 集落の皆さんで、集落の今後を どうすべきなのか話し合ってみましょう！

制度開始から18年が経過し、高齢化の進行や農業情勢、集落の状況が変化しています。農業の担い手や集落の更なる活性化のためにどうすべきかなど、集落の今後を話し合ってみましょう。

また、集落の荒廃農地については、集落や地域など皆さんの力で農用地として復元し、協定農用地として守りましょう。（別途、荒廃農地の復元に対する支援もあります。）

ポイント

2

## 地域農業の維持・活性化のため、 引き続き地域一体となって活動に取り組みましょう！

過疎化や高齢化などにより、集落単独での活動が難しい場合は、協定参加者の方だけではなく、地域に住む人たちや近隣集落と連携した取り組みについて話し合ってみましょう。地域農業の維持・活性化のため、今後も地域が一体となり、農地の保全や農道、農業用水などの管理を共同で行える体制づくりに取り組みましょう。

ポイント

3

## 交付金は制度の趣旨に沿った使い方をしましょう！

交付金は、協定農用地の保全や集落の活性化のために使用しましょう。明らかに制度の趣旨とは関係ないことには使用しないでください。

## この制度に関するお問い合わせ先

市役所・町役場の農業担当課または、各農林振興センター企画振興課、  
富山県農村振興課へお問い合わせください。

### 新川農林振興センター 企画振興課

〒 937-0863 魚津市新宿 10-7  
TEL 0765-22-9136 FAX 0765-22-9154

### 富山農林振興センター 企画振興課

〒 930-0096 富山市舟橋北町 1-11  
TEL 076-444-4475 FAX 076-444-4518

### 高岡農林振興センター 企画振興課

〒 933-0806 高岡市赤祖父 211  
TEL 0766-26-8448 FAX 0766-26-8466

### 砺波農林振興センター 企画振興課

〒 939-1386 砺波市幸町 1-7  
TEL 0763-32-8130 FAX 0763-32-8144

### 富山県農林水産部農村振興課

〒 930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階  
TEL 076-444-9011 FAX 076-444-4427



元気な中山間地域づくり

# 活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例